



北信交旅号 1 1 号
北信交監第 1 8 号
北信技保第 1 2 号
平成 2 4 年 4 月 9 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部 長



北陸信越運輸局自動車技術安全部 長



「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正
について

標記について、自動車交通局安全政策課長、旅客課長、整備課長から別紙（平成24年3月28日付け国自安第82号、国自旅第173号、国自整第153号）のとおり通達があったことから、平成24年4月16日以降はこれにより取扱うこととしたので、貴支局においても適切な運用を図るとともに、関係者に対し周知されたい。



国自安第 82号
国自旅第 173号
国自整第 153号
平成24年3月28日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月29日付け国自安第57号、告示旅第125号、国自整第51号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、今後、管下の旅客自動車運送事業者に対する監査を行う場合、改正後の取扱いにより実施されたい。



国自安第 82号
国自旅第 173号
国自整第 153号
平成24年3月28日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月29日付け国自安第57号、告示旅第125号、国自整第51号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、今後、管下の旅客自動車運送事業者に対する監査を行う場合、改正後の取扱いにより実施されたい。

一部改正 国自安第 57号
国自旅第 125号
国自整第 51号
平成21年 9月29日
一部改正 国自安第 95号
国自旅第 150号
国自整第 90号
平成22年12月15日
一部改正 国自安第 82号
国自旅第 173号
国自整第 153号
平成24年 3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて

旅客自動車運送事業の監査方針については、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定め、平成21年10月1日以降に実施する監査等から適用することとしたので、適正な運用が図られるよう十分配慮されたい。

なお、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成14年1月17日付け国自総第423号、国自旅第148号、国自整第146号）は、廃止する。

記

1. 監査等の種類及び対象者

(1) 特別監査

- ① 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）として推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）
- ② 事業用自動車の運転者が悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反（ひき逃

げ)をいう。以下同じ。)を伴うと疑われる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者

- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの
- ⑤ ④の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された日から1年以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者
- ⑥ その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められる事業者

(2) 巡回監査

- ① 事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1)①の事業者を除く。)
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3)②の事業者を除く。)
- ③ 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)記2(1)の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者
- ④ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3)③の事業者を除く。)
- ⑤ 過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑥ 「緊急調整地域の指定等について」(平成13年10月26日付け国自旅第136号)、「特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成19年11月20日付け国自旅第208号)及び「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月29日付け国自旅第151号)により、監査を実施すべきとされている一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑦ 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」(平成13年10月26日付け国自旅第101号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの
- ⑧ 関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の通報があった事業者((3)⑤の事業者を除く。)
- ⑨ 関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者((3)⑥の事業者を除く。)
- ⑩ 公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者((1)③及び(3)①の事業者を除く。)
- ⑪ 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)

第2条に定める事故であって、自動車事故報告書（以下「報告書」という。）の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者

- ⑫ 報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者
- ⑬ 報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
- ⑭ 報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者（(3)⑦の事業者を除く。）
- ⑮ タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化事業実施機関（以下「適正化事業実施機関」という。）が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者（(3)⑧の事業者を除く。）
- ⑯ 街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する調査（以下「街頭調査」という。）の結果、法令違反の疑いがある事業者（(3)⑨の事業者を除く。）
- ⑰ 事業用自動車に添乗（乗車）して運行状況等を確認する調査（以下「添乗調査」という。）の結果、法令違反の疑いがある事業者（(3)⑩の事業者を除く。）
- ⑱ 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者（(3)⑪の事業者を除く。）
- ⑲ 呼出監査又は呼出指導に係る呼出しに応じない事業者（(1)④の事業者を除く。）
- ⑳ 事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者（(3)⑫の事業者を除く。）
- ㉑ 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者（(3)⑬の事業者を除く。）
- ㉒ (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- ㉓ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行うことが必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

- ① 公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受（営業区域拡大に係るものに限る。）若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ③ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情があった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者
- ⑤ 関係行政機関から、社会保険等に参加していない旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑥ 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑦ 報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者のうち、報告の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑧ 適正化事業実施機関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、報告の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑨ 街頭調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して

呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

- ⑩ 添乗調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑪ 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者のうち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑫ 事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑬ 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑭ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を行うことが必要と認められる事業者

(4) 呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者（(1)から(3)までに該当する事業者を除く。）

2. 監査等の実施方法

- (1) 臨店監査は、事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うものとする。
- (2) 呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務担当責任者及び運行管理者又は整備管理者（以下「代表者等」という。）を呼び出して行うものとする。
- (3) 1(3)④の事業者に対する呼出監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4) 巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5) 呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。この場合、当該自主点検表の様式は、各地方運輸局において作成するものとする。
なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関する映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行われたい。
- (6) 1(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、当該事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。

3. 監査の重点事項

巡回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち必要な項目を選択して実施する。

- (1) 事業計画の遵守状況
 - ① 営業区域
 - ② 営業所
 - ③ 事業用自動車車庫
 - ④ 事業用自動車の数（特にハイヤーからタクシーへの転用）
- (2) 運賃・料金の收受状況その他の財務状況
- (3) 損害賠償責任保険（共済）の加入状況
- (4) 社会保険等の加入状況
- (5) 賃金の支払い状況

(6) 運行管理の実施状況

- ① 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制の遵守)
- ② 過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止)
- ③ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計による記録・記録の保存
- ④ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示書の作成・携行
- ⑤ 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
- ⑥ 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
- ⑦ 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受診及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導を含む。)
- ⑧ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策の実施
- ⑨ 運行管理者に対する講習の受講~~(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)~~

(7) 点検整備の実施状況

(8) 前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

4. 監査実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合に行うものとし、それ以外の場合については、運輸支局(運輸監理部を含む。)又は地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)において実施するものとする。

附 則

この通達は、平成21年10月1日から施行する

附 則(平成22年12月15日 国自安第95号、国自旅第150号、国自整第90号)

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日付け国自安第82号、国自旅第173号、国自整第153号)

改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>一部改正 国自安第 57号 国自旅第 125号 国自整第 51号 平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 国自安第 95号 国自旅第 150号 国自整第 90号 平成22年12月15日</p> <p><u>一部改正 国自安第 82号</u> <u>国自旅第 173号</u> <u>国自整第 153号</u> <u>平成24年 3月28日</u></p>	<p>一部改正 国自安第 57号 国自旅第 125号 国自整第 51号 平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 国自安第 95号 国自旅第 150号 国自整第 90号 平成22年12月15日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局技術安全整備課長</p>
<p>旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 監査の重点事項 (1)～(5) (略) (6) 運行管理の実施状況 ①～⑧ (略) ⑨ 運行管理者に対する講習の受講</p>	<p>旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 監査の重点事項 (1)～(5) (略) (6) 運行管理の実施状況 ①～⑧ (略) ⑨ 運行管理者に対する研修の受講 (死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任)</p>

(7) ~ (8) (略)

4. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成24年3月28日付け国自安第82号、国自旅第173号、国自整第153号)

改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

ある運行管理者に対する特別講習を含む。)

(7) ~ (8) (略)

4. (略)

附 則 (略)